

福井市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できる社会づくりを推進するため、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が、性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時に届けられた性と異なる者である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) いずれか一方が市内に住所を有していること、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係る相手方の近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを市長が別途指定する場所に持参又は郵送するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 現住所が確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、宣誓書を提出する時に、宣誓をしようとする者がそれぞれ本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証

- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号の書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類
(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）など市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名をいう。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書及び宣誓書受領証（第7条の福井市パートナーシップ宣誓書受領証をいう。）の裏面部分についてはこの限りでない。

（市内の転入の届出）

第6条 第3条第2号に規定する者のうち、市内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、市内への転入を証する住民票の写しを市長に提出するものとする。

（パートナーシップ宣誓書受領証の交付）

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、宣誓書の写しを添付のうえ、福井市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を宣誓した者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、福井市への転入を予定している者については、転入予定者受付票（様式第3号）を交付し、前条の規定による提出があったときに宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

（受領証の再交付）

第8条 前条の規定により受領証又は宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、受領証等の紛失、毀損等の事情により、再交付を希望するときは、市長が当該宣誓書を保存している期間内に限り、受領証等を再交付するものとする。

- 2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書を提出するときの本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

（受領証の変更）

第9条 宣誓者は、宣誓した書類の記載事項に変更があった場合（次条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に変更前の受領証及びその変更に係る事実を確認できる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出の時の本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

（受領証の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に受領証を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が市内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合及び第13条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条第1項の規定により、宣誓が無効になったとき。

2 前項の届を提出するときの本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

（無効となる宣誓）

第11条 宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該宣誓者に係る宣誓は無効とする。

- (1) 第3条に規定する宣誓の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 受領証等を不正に利用し、偽造し、又は変造したと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした宣誓に係る受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書記載内容等証明書の交付）

第12条 宣誓者は、市長が宣誓書を保存している期間内に限り、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第8号）の交付を申請することができる。ただし、前条第1項の規定により宣誓が無効となった場合を除く。

2 前項の申請書を提出するときの本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。
（他の自治体との連携）

第13条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、市内の住所に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方が所定の事項をそれぞれ自署したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）（以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送により市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、継続申告者及び市職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証
- (2) 現住所が確認できる書類（継続申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

3 前項の継続申告書を提出するときの本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

4 市長は、第2項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

5 前項の規定による手続については、継続申告者双方の同意を得られた場合にしか行うこ

とができない。

6 市は、福井県が導入しているパートナーシップ宣誓制度を尊重し、福井県において交付する受領証を、市が交付する受領証と同様に取り扱うことにより、当該宣誓制度の利用者の負担軽減に努めるものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第14条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。